



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)
第 7 6 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--------------------------------------------------------------|---|
| 告 示 | 県立自然公園の指定の一部改正 (761) (景観自然課) | 1 |
| | 県立自然公園の区域の変更の一部改正 (762) (") | 2 |
| | サクラソウ保護管理事業計画の認定 (763) (環境政策課) | 2 |
| | 障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センター の指定 (764) (労働雇用課) | 3 |
| | 建築基準法による道路の位置の指定 (765) (建築課) | 3 |
| 公 告 | 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) | 3 |
| | 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (") | 5 |
| 調達公告 | 公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) | 5 |

告 示

鳥取県告示第761号

昭和59年鳥取県告示第378号 (県立自然公園の指定について) の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>鳥取県立自然公園条例 (昭和38年鳥取県条例第2号) 第3条第1項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園を指定する。</p> <p>その関係図面は、<u>鳥取県文化観光局景観自然課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県立自然公園の区域</p> | <p>鳥取県立自然公園条例 (昭和38年3月鳥取県条例第2号) 第3条第1項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園を指定する。</p> <p>その関係図面は、<u>鳥取県衛生環境部自然保護課並びに気高町役場及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県立自然公園の区域</p> |

鳥取市気高町奥沢見、気高町酒津、気高町日光、
気高町浜村、気高町八束水、気高町勝見、気高町
八幡、青谷町青谷、青谷町井手及び青谷町長和瀬
の各一部

気高郡気高町大字奥沢見、大字酒津、大字日光、
大字浜村、大字八束水、大字勝見及び大字八幡、
並びに青谷町大字青谷、大字井手及び大字長和瀬
の各一部

鳥取県告示第762号

昭和62年鳥取県告示第381号（県立自然公園の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）第4条において準用する同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県文化観光局景観自然課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 変更に係る県立自然公園の区域追加する区域</p> <p>鳥取市鹿野町鹿野、鹿野町鷲峰、鹿野町河内、 青谷町八葉寺、青谷町田原谷及び青谷町紙屋の各一部</p> | <p>鳥取県立自然公園条例（昭和38年3月鳥取県条例第2号）第4条において準用する同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり県立自然公園の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課並びに鹿野町役場及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 変更に係る県立自然公園の区域追加する区域</p> <p>気高郡鹿野町大字鹿野、大字鷲峰及び大字河内並びに青谷町大字八葉寺、大字田原谷及び大字紙屋の各一部</p> |

鳥取県告示第763号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきサクラソウ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 住所 日野郡日南町印賀62

2 氏名 群はなばち 代表 青戸 元文

3 保護管理事業の内容

サクラソウ自生地の生育環境の改善を図るため、周辺の針葉樹（ヒノキ）の伐採及び枝打ち、当該地の草刈等を行う。

4 認定年月日 平成16年10月7日

鳥取県告示第764号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により告示する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 指定した者の名称 | 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 |
| 2 指定した者の住所 | 鳥取市立川町六丁目176 |
| 3 指定した者の事務所の所在地 | 鳥取市伏野2259 - 17 |
| 4 指定年月日 | 平成16年9月21日 |

鳥取県告示第765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成16年10月15日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 申請者の主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
|----------------------------------------------|------------------|-----------------------------|
| 東伯郡琴浦町大字徳万492 - 5 株式会社ジェイテック 代表取締役 山本聡 | 東伯郡湯梨浜町大字旭75 - 9 | 幅員 5.00メートル 延長 67.41メートル |

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 氏名 (名称及び 代表者の氏名) | 住所 (主たる事 務所の所在地) | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|---------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|----------------|
| | | 採石場の所在地及 び面積 | 採取をする岩石の 種類及び数量 | 認可の期間 | |
| 株式会社松田組 代表取締役 松田義正 | 八頭郡郡家町大 字郡家636 - 5 | 八頭郡郡家町大字 篠波字本谷754外 8筆 (56,664.34平方メー トル) | 真砂土 (58,772.4 立方メートル) | 平成16年9月1日 から平成17年8月 31日まで | 平成16年9月 1日 |
| 株式会社江美砕 石工業 代表取締役 中村臣成 | 米子市日ノ出町 一丁目13 - 34 | 日野郡江府町大字 江尾字大平1647 - 1外39筆 (175,362平方メー トル) | 安山岩 (528,735 立方メートル) | 平成16年9月3日 から平成21年9月 2日まで | 平成16年9月 3日 |
| 株式会社中尾工 業 代表取締役 中尾富夫 | 鳥取市賀露町 237 - 1 | 鳥取市北村字影山 416 - 1外2筆 (9,987平方メー トル) | 安山岩 (19,118立 方メートル) | 平成16年9月8日 から平成21年9月 7日まで | 平成16年9月 8日 |
| 足立義明 | 岩美郡岩美町大 字真名374 | 岩美郡岩美町大字 浦富字坊谷3081 - 16外1筆 (6,788.33平方メー トル) | 真砂土 (19,016.42立方メー トル) | 平成16年9月10日 から平成19年9月 9日まで | 平成16年9月 10日 |
| 落合建材 代表者 落合金市 | 日野郡日野町下 榎70 - 1 | 日野郡日野町中菅 字中山579 - 80外 1筆 (65,570立方メー トル) | 風化花崗岩 (真砂 土) (97,428立方 メートル) | 平成16年9月13日 から平成21年9月 12日まで | 平成16年9月 13日 |
| 有限会社西村建 材 代表取締役 小谷光子 | 日野郡日南町丸 山198 - 1 | 日野郡日南町下阿 毘縁字菅ヶ谷895 - 2外1筆 (52,709平方メー トル) | 風化花崗岩 (真砂 土) (47,863立方 メートル) | 平成16年9月13日 から平成19年9月 12日まで | 平成16年9月 13日 |
| 森本清建設有限 会社 代表取締役 森本清 | 鳥取市秋里959 - 10 | 八頭郡郡家町大字 福地字今熊692外 9筆 (68,935平方メー トル) | 風化花崗岩 (真砂 土) (71,928立方 メートル) | 平成16年9月17日 から平成17年9月 16日まで | 平成16年9月 17日 |
| 有限会社國本建 設 代表取締役 國本邦臣 | 八頭郡智頭町大 字智頭1804 - 18 | 八頭郡智頭町大字 南方字井ノ谷1400 外8筆 (8,786.68平方メー トル) | 風化花崗岩 (13,778立方メー トル) | 平成16年9月27日 から平成21年9月 26日まで | 平成16年9月 22日 |

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|---------------------------------|-------------------|----------------------------------------------|-------------------|------------------------|-----------|
| | | 砂利採取場の所在地及び面積 | 採取をする砂利の種類及び数量 | 認可の期間 | |
| 株式会社エイワ ン商事 代表取締役 永田一郎 | 東伯郡大栄町大字東園631 - 1 | 東伯郡大栄町大字東園字稲場608 - 876外7筆 (9,602.8平方メートル) | 砂（55,507.4立方メートル） | 平成16年9月2日から平成17年9月1日まで | 平成16年9月2日 |

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道178号（東浜居組道路）道路改良工事（高架橋下部工1工区）
- (2) 工事場所 岩美郡岩美町大字陸上
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、岩美郡岩美町大字陸上地内の一般国道178号の橋梁の下部工（橋脚）を施工するものである。

(4) 工事の概要

橋 脚 H = 20.2 ~ 24.5メートル 3基
場所打ち杭 L = 7.0 ~ 18.0メートル 32本
護岸工 一式
仮設工 一式

- (5) 工 期 平成16年11月から平成17年3月25日
- (6) 予定価格 266,437,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 2者により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成16年10月15日（金）から同月25日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成16年4月1日（木）から同年10月25日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。

ウ 平成7年度以降に工事が完成し引渡しの完了している、杭基礎^{くい}を有する高さが15メートル以上の橋台又は橋脚の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)の工の(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)の工の(イ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年10月15日(金)から同月25日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujoyouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月15日(金)から同月25日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

| | |
|---------------|----------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階) |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内) |
| 八頭郡郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内) |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課 |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課 |
| 日野郡日野町根原140-1 | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課 |

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる共同企業体を指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととな

るおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工の監理技術者及び2の(4)のイの技術者等に加え、2の(3)の工の(ア)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (11) 技術資料等を提出する共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県営第3岸溝2期地区農免農道（宝殿大橋上部工）工事
(2) 工事場所 日野郡溝口町金屋谷
(3) 工事内容

本件工事は、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の第3岸溝2期地区の農道工事に係る宝殿大橋上部工の製作及び架設を行うものである。

- (4) 工事の規模、構造等

橋梁^{りょう}上部工

鋼2径間連続非合成^{ばんげた}鋼桁

L = 95.4メートル

W = 5.5 (6.5) メートル

工事内容

工場製作 一式

桁^{けた}架設（トラッククレーン+斜ベント） 一式

支承工 一式

- (5) 工 期 着工日から295日間
(6) 予定価格 147,388,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るも

のを有すること。

- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成16年10月25日）までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (5) 平成16年10月15日（金）から同月25日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日（木）から同年10月25日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成7年度以降に工事が完成し引渡しの完了している、鋼連続^{ぼんげた}鋼桁橋^{けた}の上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請として受注した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の架設を実施する期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、技術資料の提出のあつた日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- イ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
- ウ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年10月15日（金）から同月25日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年10月15日（金）から同月25日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

| | |
|---------------|---------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内） |
| 八頭郡家町大字郡家100 | 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課 |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課 |
| 日野郡日野町根雨140-1 | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課 |

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の架設を実施する期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止する。